

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月5日(木)午前9時30分から午前10時46分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(14人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員(0名)

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

報告事項 (1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 赤羽 裕治
事務局長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
事務局長 役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<赤羽事務局長>

年が新りまして初めての総会ではありますがよろしくお願ひいたします。
開会を野澤会長職務代理お願ひいたします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

まずもって皆さんあけましておめでとうございます。本年も大変ですがよろしくお願ひいたします。クリスマス寒波の雪がまだ残っていますが、身体に気を付けて1年間働きたいと決意をもって迎えております。皆さんも大変ですけど一緒に頑張りたいと思います。それではこれから1月の総会を開催いたしますのでよろしくお願ひします。

(会長あいさつ)

<宮島会長>

改めまして新年おめでとうございます。昨年中は本当に委員の皆さんには大変お世話になりありがとうございました。昨年はコロナ、円安などからの物価上昇で肥料の高騰など農業経営の環境は本当に厳しい状況となりました。農業委員会では遊休農地の対策でソルガムの栽培に取り組みました。結果としては皆さん承知のとおり 230 キロもの収穫がありました。これについて今後はソルガムの利用と販売経路の拡幅をしていく中で町内での耕作地の広がりにつなげていければと思っています。令和5年も委員の皆さんの協力を得て楽しく意義のある農業委員会にしていきたいと思ひますので今年もよろしくお願ひします。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

4番の飯澤委員さんと5番の小野委員さん、よろしくお願ひします。

<赤羽事務局長>

それでは議事進行を会長の方でお願ひいたします。

(議事)

<宮島会長>

それでは議事に入らせていただきます。議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお祈りします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～5番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

こちらは先月の総会におきまして保留案件となった議案でございます。

大字小野……番地にお住まいのAさんが所有いたします、

大字小野字井戸場……番、地目は畑、面積455㎡および、

大字小野字百手……番、地目は畑、面積5716㎡を、

南箕輪村……番地・A棟にお住まいのBさんが取得するものです。

譲渡人のAさんは、相続にて申請地を取得しましたが、所有農地が多いため、管理が大変であり、売却を考えておられました。

譲受人のBさんは南箕輪村在住ですが、周囲の環境や今後の営農計画を考慮したところ、申請地が最適であるということで、取得したいということでもあります。

この件につきましては、12月12日に委員の皆様11名と現地を確認してまいりました。また、その後、譲受人であるAさん、行政書士のCさんより、保留事項となっていました営農計画について、主に耕作に携わるDさんの栽培経験、通作距離、収量、鳥獣被害対策等、ご説明をいただきました。

農地取得後の農業経営面積は57アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えますが、再度ご審議いただきたいと思っております。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

見ていただいたとおりですので、今の計画の中では拒否はできないのかなと

<小松推進委員>

説明していただいたときに条例でソーラーの話は難しいと説明していただいたと思いますが、それに対してそんなものは何とでもなるというようなことを言っていたのが気になっているんですけど。

<宮島会長>

この前12日見に行って話をしたとき、最初営農計画書というのをみていなかったのがそれが出て

きた時に実際に耕作される小林さんの気持ちを聞きたかったというのもあったし、最初は太陽光パネルを作るということではないというようなことでいっていたのですが、その場でそこにするというようなことで、そこら辺の心配で皆さんいろいろな意見を出されていましたが、その時にDさんが説明なかったし実際に耕作する人の意見じゃなかったのも物足りなかったんですけど、いずれにしても今回の3条ということでもありますので、まだ太陽光の問題は4条5条となってくるとは思いますけど、そこらへんで今回はしかたないかなって私自身は思いました。そこらへん何か意見ありましたら

<宮島会長>

ご質問等がある方は挙手をお願いいたします。(異議無し)無いようですので、許可・賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

東京都調布市調布ヶ丘・丁目・番地・S・・・にお住まいのEさんが所有いたします、大字伊那富字下原・・・番・、地目は畑、面積103㎡を、同じく大字伊那富・・・番地・にお住まいのFさんが取得するものです。

こちらは、令和4年10月の総会時にご審議いただきました、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。また、譲受人のFさんより「5年以上継続して耕作する旨の誓約書」の提出がありました。

農地取得後の農業経営面積は1アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<上島委員>

10月に空き家に付随した農地で下限面積を設定していただいた農地の所有権の移転ですので特に問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。(異議無し)無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

埼玉県さいたま市浦和区岸町^{きしちょう}・丁目^{ちりょう}・番^{ばん}・号^{ごう}・方^{かた}にお住まいのGさんが所有いたします、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積21㎡および、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積145㎡および、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積139㎡および、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積95㎡および、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積94㎡および、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積108㎡および、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積126㎡および、
大字辰野字甘露井^{かんろい}・番^{ばん}・、地目は畑、面積622㎡、計8筆、1350㎡を、
大字辰野^{かんろい}・番^{ばん}地^ちにお住まいのHさんが譲り受けるものです。

譲渡人と譲受人は親族であり、遠方にお住まいで耕作予定もないことから、このたびの申請となりました。また、申請地は譲受人の住宅を取り囲むような場所であり、農地として利用するのに最適であることから、譲り受けることとなりました。

農地取得後の農業経営面積は22アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

先月の12日に根橋推進委員と立ち会ってきました。先ほどの説明のとおり譲渡人はこちらに戻ってくるという意思はないということで、自分の住宅の周りであり草刈り等おこなっていることから特に問題はないと思います。よろしく申し上げます。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

大字辰野^{かんろい}・番^{ばん}地^ちにお住まいのIさんが所有いたします、

大字辰野字唐木沢・・・番・、地目は畑、面積559㎡を、
大字辰野・・・番地にお住まいのJさんが取得するものです。

譲渡人のIさんは自宅から離れた申請地を耕作することが不便であり、このたび申請地南側にお住まいのJさんが取得し、耕作されたいとのことです。

農地取得後の農業経営面積は22アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

この件につきましては12月の12日に赤羽委員と仲介の・・・開発と一緒に現地を確認しました。経過をお聞きする中でIさんは農業をする意思は全くなく、最初はどうも太陽光考えていたようなのですがJさんがそんなことであれば私がということで3条で取得をして、すぐ自宅のうらですので、Jさん自身は農業に熱心な方ですので十分経営もできるということで問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

大字辰野・・・番地にお住まいのKさんが所有いたします、
大字伊那富字大新田・・・番、地目は田、面積255㎡および、
大字伊那富字平蔵・・・番、地目は田、面積1206㎡および、
大字伊那富字平蔵・・・番、地目は田、面積557㎡および、
大字伊那富字平蔵・・・番、地目は田、面積1326㎡、計4筆、3344㎡を、
大字伊那富・・・番地にお住まいのLさんが取得するものです。

譲渡人のKさんは高齢のため、耕作することができず、以前から貸借にて耕作されていたLさんが取得し、引き続き耕作されたいとのことです。

農地取得後の農業経営面積は38アールで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。
この件につきましては、上島委員、大井田推進委員から意見書をいただいております。

<大井田推進委員>

本件は12月16日に譲受人のLさんからお話をいただいて現地を、現地は私も良く承知していてLさんは3代前から耕作をずっと続けていて、借り受けが続いているんですけど、今お話しありましたように譲渡人のKさんは高齢で後継者もないということから、今耕作しているLさんに譲渡したいというお話です。取水も宮木せぎからとっていますし、そのまわり太陽光発電になってしまっているところもありますが、問題はないということで見てきましたがご審議よろしく申し上げます。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は6ページを、配置図は7ページをご覧ください。

大字平出……番地・にお住まいのMさんが所有いたします、

大字平出……番、地目は畑、面積807㎡を、

大字伊那富……番地・にお住まいのNさんが取得し、貸駐車場とするための申請であります。

こちらは計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のMさんは、倉庫及び住宅用地として平成2年3月に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、別の出費があり資金が不足したため、計画を断念しておりました。今回は継承者であるNさんが取得し、ご自身が経営する株式会社Oに大型自動車7台分の駐車場として貸したい計画であります。株式会社Oは、自動車の新車、中古車販売及び買取等の業務を行っておりますが、駐車スペースが手狭になったため、近隣で探していたところ、申請地が最適であると判断し、今回の申請となりました。

申請地は山林と工場に囲まれた10ha未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、申請地はNさんが所有している土地に隣接していることから、候補地を検討した結果、申請地が最適であり、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進員>

それではご報告いたします。先月の16日農業委員の青木さんとあるが不動産の担当の方と一緒に現場を確認してまいりました。話の内容につきましては今事務局からありましたとおりでございます。境界等ははっきりしていますし、周囲にも駐車場がありまして別段問題はないと思われまます。よろしくお願ひします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は8ページを、配置図は9ページをご覧ください。

大字平出……番地・にお住まいのPさんが所有いたします、

大字平出……番・、地目は田、面積1328㎡を、

大字赤羽……番地・にお住まいのQさんが取得し、宅地分譲をするための申請でございます。

譲渡人のPさんは、体調がすぐれず、農地経営の縮小を考えておられました。

譲受人のQさんは、宅地建物取引業者の免許を有する宅建業を営んでおり、利便性の良い申請地を取得し、4区画の分譲地にする計画であります。

申請地は第1種住居地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

先月の16日に青木委員とR不動産の担当者と現地確認をしてきました。譲渡人のPさんですが、水稻等耕作をされてきたわけですが今話がありましたとおり体も良くない、また機械も壊れたということ、後継者もいなくて今後農業をやっていく力はないということでこの機会に譲渡したいということです。境界またインフラもはっきりしておりまして問題はないかと思ひます。ご審議お願ひいたします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計15件、26筆、面積は26,053㎡、詳細は議案書7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。

<野澤職務代理>

受付コード4099 これを見るとお父さんからこどもですよ

<事務局 中澤>

農業者年金の経営移譲の関係です。

<宮島会長>

ほかに、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

【議案第3号、農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について朗読】

<山田事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は、大字小野……番・および……番・であります。

詳細は議案書の9ページのとおりであります。地図は10ページをご覧ください。

申請地は空き家バンクに登録した物件に付随した農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに設定区域としたいと考えております。

この件につきましては小野委員、春日推進委員に現地をご確認いただいております。

<小野委員>

先月の14日春日委員と中澤事務局と3人で現地の確認をしてまいりました。地図にある通り450mと600mと離れておりますけど現況は畑として使用しているところでした。境については地籍調査後のところではっきりしてしまっていて、すでに空き家を買われる方も決まっています機械もSさんから譲り受けることになっているということで引き続き畑を耕作できるという確認もとれました。

3条の特例に該当する案件としてご審議をお願いします。

<宮島会長>

ただいまの説明について、何か質問、ご意見ある方は挙手をお願いします。（異議無し）無いようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

報告事項

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計2件、議案書の10ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

その他

- 農業委員会活動記録簿の提出について(事務局 中澤)
→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。
- 農業者年金パンフレットの配布について
→パンフレット2冊 年金推進をお願いしたい。
- オンライン講座スタディアグリのご案内について
→全国農業新聞主催のオンライン講座 農業簿記の講座 全16講座
農業新聞購読者は無料なので新聞購読の推進も
- 農地相談会について
第5回農地相談会 12月21日(水)10時～12時、役場第3・4会議室で行われた。
<飯澤委員>
2件の相談を受けた(別紙参照)
- 農地・非農地の判断の取扱いについて(事務局 中澤)
→別紙資料 今後の流れを説明。
- 遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について
→実と粉を無償配布して町民からもレシピ提供を受けていきたい。
<根橋推進委員>
委員会でもレシピを持ち寄り調理実習したい。
- 伊那市長谷「おかめひよっこ農場」視察について

→長谷にお住まいのご夫婦が雑穀を栽培から販売までしている方がいると県から照会があったり視察に行きたい。

○今後の予定(山田事務局次長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:2月2日(木)9時30分 役場2階第6会議室

(閉会)

慎重審議ありがとうございました。まだまだ寒い日が続きますので身体にはくれぐれもきをつけていただいてまた2月総会にお会いしたいと思います。今日のご苦労様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印